

◎WHO 発出のガイダンス（8月3日）について

世界保健機関（WHO）より8月3日に発出された「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）禍における必須の歯科保健医療サービス提供に関する考察」と題した暫定ガイダンスについて、日本歯科医師会の考えを述べます。

本ガイダンスでは、「歯科医療機関での新型コロナウイルス感染について」「歯科医療機関における同感染症の拡大の封じ込め」「患者のスクリーニングと優先順位」「歯科医療機関での感染予防と治療前の管理」「診療室での換気」「治療中の歯科医療従事者と患者の感染防止」「患者治療後の次の患者までの清掃と消毒」等が記載されています。

この「歯科医療機関における同感染症の拡大の封じ込め」の中で、WHOは「市中感染からクラスターに感染率が低下するまで、あるいは国、都道府県、地域レベルの公的な報告に従い、日常的で必須でない歯科治療（定期健診、歯のクリーニング、予防的ケアを含む）は遅らせること」と助言しています。

本ガイダンスは、市中感染が爆発的に起こっている国や地域、または緊急事態宣言が公式に発令され歯科治療について延期を勧告された場合を対象としており、日本の現状には当てはまりません。

本感染症拡大を踏まえた歯科医療提供については、当初より様々な機関や学会等から提言があり、日本歯科医師会は、日本歯科医学会連合等の見解も踏まえつつ、感染拡大時、緊急事態宣言時等で、歯科医療機関に対する留意事項等について周知してきました。

それを受けて歯科医療機関では、日頃から徹底している「マスク」「ゴーグル」「手袋」の着用といった標準予防策（スタンダードプリコーション）に加えて、新たな感染予防策も講じてきました。結果として、今日まで「歯科治療を介しての感染拡大事例」や「歯科医療機関での大きなクラスター発生」は報告されていません。

さらに日本歯科医師会は、必要な歯科治療や口腔衛生管理を控えることで、誤嚥性肺炎の発症や全身の健康へ悪影響を招くことの注意喚起もしてきました。

8月11日には、日本歯科医学会連合や厚生労働省とも協力して、これまでの対応や留意事項を整理し、「新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針」を公表しました。

この指針に沿った感染防止策を強化しつつ、必要な歯科保健医療提供は維持することが重要と考えています。

令和2年8月17日

公益社団法人 日本歯科医師会